

## ○ がんの専門的な診療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関をがんの専門診療機能を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉 がん診療連携拠点病院及び同等の診療機能を有する医療機関

主な選定要件

- ① 関係専門学会などが作成した診療に関するガイドライン等に則した診療が実施できること
- ② 診断や治療に必要な専門的な検査が実施できること
- ③ 画像診断や病理診断などの専門的診断ができること
- ④ 異なる専門分野の医師等が連携し、患者の治療方針を決定していること
- ⑤ 手術、化学療法、放射線療法などを集合的に行う集学的治療が実施できること
- ⑥ 専門的な緩和ケアチームの配置や緩和ケア外来の設置など、がん患者に対して緩和ケアを提供することができること
- ⑦ 治療法の選択などに関して主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）が受けられること
- ⑧ 喪失した機能のリハビリテーションが実施できること
- ⑨ がんの標準的診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関と、地域連携クリティカルパスを用いるなどした連携ができること
- ⑩ 自施設が敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施しているとともに、保険診療による禁煙治療ができること
- ⑪ 地域がん登録に協力しているとともに、国立がん研究センターが定めた標準様式に基づく院内がん登録の実施が望ましい
- ⑫ 相談支援体制を確保し、情報の収集・発信、患者や家族の交流の支援等を実施していること
- ⑬ 地域連携支援体制を整備し、研修、診療支援、緊急時の対応により、がんの標準的診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関の支援などを実施していること
- ⑭ 機能別医療機関のポスター掲示が可能であること